

酪農学園大学獣医学科同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、酪農学園大学獣医学科同窓会と称す。
- 第2条 本会は、他の学科同窓会と共に酪農学園大学同窓会校友会（以下校友会）を構成する。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦と学術の発展に努め、あわせて獣医学科の発展を期するを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
- (1) 同窓会誌「三愛」の発行
 - (2) その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 本会は、事務局を酪農学園大学獣医学科内に置く。
- (1) 事務局の所在地は069-8501 北海道江別市文京台緑町582とする。
- 第6条 本会の設立年月日は昭和45年4月1日とする。
- 第7条 本会は、代議員会の承認を得て支部を置くこととする。

第2章 会 員

- 第8条 本会は、次にあげる者を以て会員とする。
- (1) 正会員 酪農学園大学獣医学科卒業生及び酪農学園大学大学院獣医学研究科修了生
 - (2) 特別会員 酪農学園大学獣医学科、現旧職員
 - (3) 準会員 酪農学園大学獣医学群獣医学類及び酪農学園大学大学院獣医学研究科在籍の学生

第3章 役 員

- 第9条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長（1名）
 - (2) 副会長（2名）
 - (3) 理 事（各期生より1名および学内より5名）
 - (4) 監 事（2名）
- 第10条 役員は次の規定によって選任される。
- (1) 会長及び副会長は第9条に定められた理事の互選により選出される。
 - (2) 理事は、各期生および学内同窓生の中から選出される。
 - (3) 監事は会員の中から会長が選任する。
- 第11条 各役員の任期は3ヵ年とし、再任を妨げない。中途補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第12条 各役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、その職務を代行する事ができる。
 - (3) 理事は会務を分掌する。
 - (4) 監事は会務を監査する。
- 第13条 校友会理事（4名）ならびに校友会代議員（10名）の選出は本会の理事の互選による。
- 第14条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会で推挙する。

第4章 代議員

- 第15条 (1) 各支部（第7章）に代議員を1名置く。
- (2) 代議員は支部長がこれに当たる。
- (3) 代議員は代議員会に出席し、第5章第16条のほか、本会の運営に関する重要な事項を審議する。

第5章 会 議

- 第16条 (1) 会議は代議員会ならびに理事会とする。
- (2) 代議員会は年1回これを開く。但し会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。
- (3) 代議員会において次の事項を附議し承認を受けるものとする。
- (イ) 会則の変更
- (ロ) 前年度の事業報告及び収支決算
- (ハ) 年度行事計画ならびに収支予算
- (ニ) その他
- (4) 理事会は会長が招集し会務を審議する。但し、会長が会務運営に必要であると認めた時には理事会の中に特別委員会を設置することが出来る。

第6章 会 費

- 第17条 (1) 卒業時に終身会費として30,000円支払う。
- (2) 既に卒業した者は、終身会費として20,000円支払う。
- (3) 会費は事務局に於いて徴収する。
- 第18条 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日とする。
- 第19条 本会の資産は理事会が管理する。

第7章 支 部

- 第20条 (1) 都府県及び道支庁別を基本に支部を構成し、支部会員は会則第3条の目的に基づいて活動する。
- (2) 支部長は支部を代表し支部の運営を統括する。
- (3) 支部長は支部会員の冠婚葬祭などにつき、速やかに報告すると共に支部会員の動向を年1回、9月末に事務局に報告する。
- (4) 支部は必要に応じて班を構成することができる。

第8章 附 則

- (1) 本会会則に必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。
- (2) 本会則は、昭和45年4月1日より施行する。
- (3) 昭和46年6月1日改正する。
- (4) 昭和48年11月3日改正する。
- (5) 昭和49年7月10日改正する。
- (6) 昭和52年6月29日改正する。
- (7) 昭和54年9月12日改正する。

- (8) 昭和 58 年 9 月 28 日改正する。
- (9) 平成 2 年 10 月 26 日改正する。
- (10) 平成 4 年 7 月 16 日改正する。
- (11) 平成 15 年 1 月 18 日改正する。
- (12) 平成 15 年 9 月 20 日改正する。
- (13) 平成 19 年 5 月 26 日改正する。
- (14) 平成 20 年 5 月 24 日改正する。
- (15) 平成 23 年 4 月 23 日改正する。
- (16) 平成 27 年 5 月 30 日改正する。
- (17) 第 17 条第 1 項は、平成 27 年度卒業生から適用する。
- (18) 第 17 条第 2 項は、卒業後 30 年経過会員で終身会費を支払った者を除く。
- (19) 平成 28 年 1 月 20 日改正する。